

京都造形芸術大学図書館利用規程

1977年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は、京都造形芸術大学図書館規程第6条に基づき、図書館（以下、「芸術文化情報センター」、「センター」と云う）の利用について定める。

(利用資格)

第2条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。但し、上記以外の18歳以上の者で利用を希望する者は、図書館運営に支障のない限り、現住所を証するものを提示すれば、図書資料閲覧及び法の許容する範囲での複製に限り、当日利用を認める場合がある。

1. 本学の教職員
2. 本学の学生
3. 学校法人瓜生山学園の設置する大学以外の学校の教職員
4. 学校法人瓜生山学園の設置する大学以外の学校の学生
5. 当センターの利用証の発行を受けたもの
6. 第1項条文但書に該当するもの

(開館時間)

第3条 開館時間は次の通りとする。但し、センター所長は必要に応じて開館時間の延長、短縮を裁量することができる。

平日 午前09時から午後08時まで

土曜日 午前10時から午後07時まで

日曜日 午前10時から午後06時まで

2. その他祝日等の特別開館日については原則日曜日と同じ扱いとする。

(休館日)

第4条 休館日は次の通りとする。但し、センター所長は臨時に休館日を定めることができる。

1. 祝祭日
2. 年末年始休校期間
3. 月末の館内整備日
4. 入学選抜等の学内行事日とその準備日
5. 夏期、春期の蔵書点検、新学期準備期間

(利用)

第5条 第2条に定めるものが図書の貸し出しを受けるには、学生証または利用証を提示し、所定の手続きを経なければならない。

第6条 図書の貸出冊数ならびに貸出期間は次表による。但し、貸出期間は所定の手続きを経て延長できる場合がある。

区 分	貸出冊数	貸出期間	備 考
学生・専門学校生	10冊	2週間	
大学院生	30冊	1ヶ月	
京都文化日本語学校生	05冊	2週間	半年以上在籍する者
卒業生（利用証保持者）	05冊	2週間	
専任教員	50冊	6ヶ月	
非常勤教員・専任職員	10冊	1ヶ月	
非常勤職員	05冊	2週間	
特別協定校生	10冊	2週間	

第7条 次の資料は原則としてセンター外貸出を認めない。

1. 貴重資料
2. 参考図書
3. 視聴覚資料
4. その他特に指定した資料

第8条 貸出を受けた資料は転貸してはならない。

第9条 貸出を受けた図書は期間内に返却しなければならない。

第10条 センター内の設備、備品を使用する際は、所定の手続きを経なければならない。

第11条 返却の督促を受けた者は、督促に要した経費を負担しなければならない場合がある。

（弁償）

第12条 貸し出しを受けた図書を紛失・汚損した場合は同一図書で弁償するか、相応の金員で弁償しなければならない。

- 2 センター内の施設、備品を破・汚損した場合は、これを弁償あるいは旧に復さなければならない。

（レファレンスサービス）

第13条 利用者はその利用区分に応じ、次のレファレンスサービスを依頼することができる。

1. 資料の利用指導
2. 資料の所在、所蔵についての調査及び援助
3. 文献ならびに情報検索についての調査・援助

(相互利用)

第14条 図書館間の相互利用については、次の通りとする。ただし、本学と特定協定大学図書館との相互利用については別に定める。

1. センター所長は必要に応じて当該機関に対して利用依頼を行う。
2. 経費は利用者負担とする。

(複写)

第15条 複写は所定の手続きならびに関連法令の許容するところにより、行うことができる。

(館内規律)

第16条 利用者は、本利用規程ならびに利用に際して当センターが提示する注意事項（以下「注意事項」という）を守らなければならない。

(罰則)

第17条 本利用規程ならびに注意事項に違反した者については、センターの利用を制限又は停止することがある。

附則 1977年4月01日 本規程の制定

1977年4月01日より施行する。

本規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附則 1991年4月01日 京都造形芸術大学開設に伴う関連条文の訂正

1991年4月01日より施行する

附則 2001年4月01日 図書館の名称変更に伴う関連条文の訂正と追加

2001年4月01日より施行する

附則 2001年9月01日 京都芸術短期大学廃止に伴う関連条文の削除と訂正

2001年9月01日より施行する

附則 2004年4月01日 貸出冊数および貸出期間の変更

2004年4月01日より施行する

附則 2012年2月15日 利用資格に係る条文及び貸出対象の変更

2012年4月01日より施行する

附則 2013年4月01日 法人統合による利用資格に係る条文の表記の変更

2013年4月01日より施行する

附則 2014年1月09日 土曜開館時間の変更

2014年4月01日より施行する